

「環境局広報啓発強化業務委託」 企画提案競技公募要項

1. 件名

環境局広報啓発強化業務委託

2. 目的

気候変動問題は今や「気候危機」とも言われていて、この星に生きる全ての生き物にとって避けることができない、喫緊の課題となっている。福岡市においても、地球温暖化や資源循環、生物多様性等に対する様々な施策を実施しているが、ターゲットに届く広報啓発を効果的に実施することが課題となっている。特に、環境保全等について関心の低い層（無関心層）へのアプローチを強化し、環境にやさしい行動への変容を促す必要がある。

そのため、広報PR等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する民間事業者へ広報啓発強化に関する業務を委託し、戦略的な広報啓発力の強化を図る。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4. 提案限度価格

15,301 千円(消費税及び地方消費税額を含む。)

5. 業務内容及び提案内容

別添の仕様書のとおり

6. スケジュール

募集開始	令和6年3月28日(木)
質問書提出締切	令和6年4月5日(金) [17時必着]
質問に対する回答	令和6年4月11日(木) [予定]
参加申込書提出締切	令和6年4月15日(月) [17時必着]
企画提案書等提出締切	令和6年5月10日(金) [17時必着]
提案競技評価委員会	令和6年5月16日(木)[予定]
最優秀提案者決定	令和6年5月下旬 [予定]

7. 質疑

提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は、質問書(様式1)に記載のうえ、令和6年4月5日(金)17時までに、電子メール又はFAXにて提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和6年4月11日(木)頃、福岡市環境局ホームページに掲示する。

8. 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下、「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することはできない。なお、ジョイントベンチャー(JV)として参加する場合は、全ての構成員が参加資格を有する必要がある。

(1)地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

- (2)この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下、「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>



- (3)この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4)市町村税を滞納していない者であること。
- (5)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9. 提案競技参加申込

この提案競技に参加する事業者は、応募資格確認及び提案競技評価委員会(以下、「評価委員会」という。)の時間・場所を設定するため、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1)提出期限
令和6年4月15日(月)17時必着
- (2)提出方法
郵送又は持参
※持参される場合は、10時から17時まで(12時から13時は除く)
- (3)送付・持参先
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号(市役所13階)
<3月31日まで>福岡市環境局環境政策部環境政策課(担当:江崎)
<4月1日から>福岡市環境局環境政策部環境経営推進担当(担当:江崎)
- (4)提出書類(各1部)
- ①提案競技参加申込書(様式2-1)
 - ②登記事項証明書 ※法人の場合
ア. 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。
 - ③身分証明書及び登記されていないことの証明書 ※個人の場合
ア. 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。
※身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことの証明
イ. 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。
※登記されていないことの証明とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がなされていないことの証明

ウ. 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要。

④市町村税を滞納していないことの証明書

ア. 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

イ. 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤消費税及び地方消費税に係る徴収金に滞納が無いことの証明

ア. 本社所在地の所管の税務署発行の証明書を提出すること。

イ. 証明書の種類は「納税証明書(その 3)」を選択すること(その 3 の 2、その 3 の 3 でも可)。

⑥委任状(様式 2-2)

ア. この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長や営業所長等)に行わせる場合は、様式 2-2 により委任状を作成し提出すること。

⑦誓約書(様式 2-3)

ア. 様式 2-3 に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑧役員名簿(様式 2-4)

ア. 様式 2-4 に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

※この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会するために使用

※役員とは、株式会社・有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人・協同組合・協業組合の理事をさす(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

ア. 法人の場合は、直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

イ. 個人の場合は、様式 2-5 をもとに作成のうえ提出すること。

(5)特記事項

ア. 上記(4)②から⑤については、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

イ. JV として参加する場合は、代表事業者を決定するとともに、②から⑨を全ての構成員が提出すること。

ウ. 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案競技の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②から⑨の提出を免除する。

10. 企画提案書等の提出

この提案競技に参加する事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1)提出期限

令和6年5月10日(金)17時必着

※期限を過ぎた後の提案書の再提出や追加資料の提出は一切受け付けない。

(2)提出方法

全て PDF データとし、電子メールで提出

※提出後、データが届いたかどうかを確認するため、提出先まで必ず電話連絡すること。

※データ量の関係等で電子メールにて送信できない場合は、電話連絡すること。

(3)提出先

<3月31日まで>

福岡市環境局環境政策部環境政策課(担当:江崎)

電話:092-733-5381

E-mail:k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

<4月1日から>

福岡市環境局環境政策部環境経営推進担当(担当:江崎)

電話:092-711-4103

E-mail:k-keieisuishin.EB@city.fukuoka.lg.jp

※件名は「【〇〇〇(事業者名)】環境局広報啓発強化等業務委託提案書提出」とすること

(4)提出書類

①企画提案書(様式任意、A4 サイズ横、10枚以内〔表紙を除く〕)

②見積書(様式任意)

※①②とも、参加事業者名が分からないようにしたうえで、本市から提示した各事業者の識別記号を記載すること。

(5)参加の辞退

提案競技参加申込書等を提出した後で、参加を辞退される場合は、令和6年5月10日(金)17時までに辞退届(様式3)を郵送(必着)又は持参すること。

11. プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション等を次のとおり実施する。この提案競技に参加する事業者は、必ず出席(オンラインでの出席も可)すること。出席されない場合は失格とする。

なお、プレゼンテーションは提案が採用された場合に、当該事業を主に担当する者が行うこと。

(1)実施日

令和6年5月16日(木)(予定) ※正式な日時は、別途事業者ごとに通知

(2)場所

福岡市役所内会議室(予定) ※場所は、別途事業者ごとに通知

(3)特記事項

ア. プレゼンテーション及びヒアリング時間は35分以内とする(プレゼンテーション20分・ヒアリング15分)。

イ. 出席者は、1事業者又は1JVあたり3名以内とする。

ウ. プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに実施すること(追加提案は認めない)。

エ. プレゼンテーションにおいて、企画提案書等に記載された内容を説明するために、提案内容を超えない範囲で別途パワーポイントや模型等を使用することは可能(ただし、それらの製作費用は事業者負担とする。)

12. 評価及び最優秀提案者の決定

資料3「評価表」に示す評価項目について、提案内容がどの程度優れているか評価委員会で評価を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者として契約相手候補とする。

13. 契約

- (1) 最優秀提案者を決定後、速やかに契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結する。
- (2) 上記(1)の契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者と契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結することがある。
- (3) 参加する事業者が1社だけの場合は、評価委員会委員の合計点数が最低基準点60点(全体の60%)以上になったとき、その参加者を契約相手候補とする。
- (4) 契約にあたって、選定事業者は、原則として、契約日までに契約保証金(契約金額の10%以上)を福岡市に納付していただく。(場合によっては、免除となる場合もある)

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限後の書類の差し替え、修正・追加等を認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (2) 提出された書類は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。なお、提出された書類は、契約に至った場合に活用するほか、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用しない。

15. 失格要件

この要項の条件を満たさない提案を行った場合や提出書類に虚偽の内容があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがある。

16. 書類提出先

<3月31日まで>

福岡市環境局環境政策部環境政策課

担当:江崎

住所:〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1(福岡市役所13階)

電話:092-733-5381 FAX:092-733-5592

E-mail:k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

<4月1日から>

福岡市環境局環境政策部環境経営推進担当

担当:江崎

住所:同上

電話:092-711-4103 FAX:同上

E-mail:k-keieisuishin.EB@city.fukuoka.lg.jp

17. その他特記事項

- (1) この提案競技にかかる一切の費用は、参加者が負担するものとする。
- (2) 企画提案書の内容は、契約締結した後に提案者が責任を持って履行できる内容とすること。
- (3) 採用された提案は、福岡市と協議の上、内容の変更を求めることがある。
- (4) 評価結果に関する質問には一切回答しない。
- (5) この委託業務の全部を第三者に再委託することを禁止する。ただし、この業務を効率的に行ううえで、必要と思われる業務については、発注者の承認を得たうえで、この業務の一部を委託することができる。
- (6) この資料(添付資料を含む)は、提案競技に参加するためのみ使用できるものとし、他の目的のために使用することを禁止する。

18. 様式

- 様式 1 質問書
- 様式 2-1 提案競技参加申込書
- 様式 2-2 委任状
- 様式 2-3 誓約書
- 様式 2-4 役員名簿
- 様式 2-5 個人財務諸表
- 様式 3 辞退届